

皆さんのご意見を町政に! パブリック・コメント を募集

「第6期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(素案)」、「第4期洞爺湖町障がい福祉計画(素案)」に関するパブリックコメントを募集します。

町では、洞爺湖町介護保険運営協議会・洞爺湖町障害者自立支援協議会での検討をふまえ、「第6期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(素案)」、「第4期洞爺湖町障がい福祉計画(素案)」を策定しました。

計画(素案)をお知らせしますので、町民皆さんの意見をお寄せください。

寄せられた意見の計画への反映は、各協議会で検討させていただきます。

同計画(素案)及び計画作成に係るアンケート調査の結果の閲覧方法については、町ホームページのほか、洞爺湖町健康福祉課・洞爺湖温泉支所・洞爺総合支所に配置しています。

■意見の募集期間

- 介護保険事業計画—1月9日(金)～1月30日(金)必着
- 障がい福祉計画—1月26日(月)～2月20日(金)必着

■意見提出方法

表題に件名を表記し、氏名、住所、電話番号を記載し、次のいずれかの方法で意見をお寄せください。様式は自由です。寄せられたご意見などは原則公開しますので、電話による意見の提出は受付けていません。

■意見の送付先

- 電子メール fukushi@town.toyako.hokkaido.jp
- 郵送 〒049-5692 洞爺湖町栄町58番地 洞爺湖町役場健康福祉課あて
- FAX 74-2121 洞爺湖町役場健康福祉課あて



各種申告の受付が始まります

所得税の還付申告の受付開始

平成26年分の還付申告の受付が始まります。

町では、1月30日(金)から本庁窓口及び洞爺総合支所窓口で随時受付を開始します。

申告書は「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、提出してください。

また申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成することができ、作成した申告書は、送付または電子申告(e-Tax)により提出できます。

詳しくは、室蘭税務署(☎0143-22-4151)へ。

◆毎年スムーズな申告受付ができるよう心がけ、町民の皆さんにご理解をいただいているところですが、1月30日(金)以前については、申告の受付体制がシステム構築の関係などで整っていないことから、お急ぎの場合は、大変お手数ですが、直接税務署へ行っていただくなどの対応をお願いいたします。



償却資産の申告を忘れていませんか?

■申告は2月2日(月)まで

償却資産とは

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用の資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいい、所得税法、法人税法で減価償却費として必要経費又は損金に算入されるものです。



償却資産の申告にあたっては、法人事業所は固定資産台帳や法人申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿などをもとに行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に、控除される経費として事業用資産の申告がなされていても、償却資産申告書には、その資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認のうえ適正な申告をお願いいたします。

家を取壊した方は家屋の滅失届を

■滅失届は2月2日(月)までに!

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

未登記の家屋を取壊した方で、まだ家屋の滅失届をされていない方は、2月2日(月)までに税務財政課へ家屋滅失届を提出してください。

なお、登記されている家屋については、札幌法務局室蘭支局へ建物滅失登記申請書を提出し、滅失の手続きを行ってください。



確定申告
の相談と
申告書の
相談

2月16日(月)

3月16日(月)

◆還付申告は1月30日から受け付けます。

洞爺湖温泉支所 申告相談日

- 日時 2月27日(金)
午前の部 10時～正午
午後の部 14時～16時
- 場所 洞爺湖温泉支所会議室